

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給要綱の一部改正新旧対照表

新	旧																				
高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給要綱	高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給要綱																				
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)																				
(対象資金等)	(対象資金等)																				
第5条 この要綱により保証料補給の対象となる資金の種類、補給対象、保証料、補給率及び補給期間は、次の表に定めるとおりとする。	第5条 この要綱により保証料補給の対象となる資金の種類、補給対象、保証料、補給率及び補給期間は、次の表に定めるとおりとする。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金のうち漁船資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料補給対象</td> <td>(1) 10トン以上のかつお一本釣漁船の新船建造 (2) 10トン以上のかつお一本釣漁船の中古船取得 (3) 漁船等のリースを受ける場合で、リース料の全額一括前払いに必要な資金 (4) 機関換装</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>基金協会が別途定める</td> </tr> <tr> <td>保証料補給率</td> <td>20トン以上 0.49パーセント 20トン未満 0.40パーセント</td> </tr> <tr> <td>保証料補給期間</td> <td>(1) 新船建造：20年以内 (2) 中古船取得：20年以内 (3) リース料：10年以内 (4) 機関換装：10年以内</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金のうち漁船資金	保証料補給対象	(1) 10トン以上のかつお一本釣漁船の新船建造 (2) 10トン以上のかつお一本釣漁船の中古船取得 (3) 漁船等のリースを受ける場合で、リース料の全額一括前払いに必要な資金 (4) 機関換装	保証料	基金協会が別途定める	保証料補給率	20トン以上 0.49パーセント 20トン未満 0.40パーセント	保証料補給期間	(1) 新船建造：20年以内 (2) 中古船取得：20年以内 (3) リース料：10年以内 (4) 機関換装：10年以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金のうち漁船資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料補給対象</td> <td>(1) 10トン以上のかつお一本釣漁船の新船建造 (2) 10トン以上のかつお一本釣漁船の中古船取得 (3) 漁船等のリースを受ける場合で、リース料の全額一括前払いに必要な資金 (4) 機関換装</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>基金協会が別途定める</td> </tr> <tr> <td>保証料補給率</td> <td>20トン以上 0.47パーセント 20トン未満 0.38パーセント</td> </tr> <tr> <td>保証料補給期間</td> <td>(1) 新船建造：20年以内 (2) 中古船取得：20年以内 (3) リース料：10年以内 (4) 機関換装：10年以内</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金のうち漁船資金	保証料補給対象	(1) 10トン以上のかつお一本釣漁船の新船建造 (2) 10トン以上のかつお一本釣漁船の中古船取得 (3) 漁船等のリースを受ける場合で、リース料の全額一括前払いに必要な資金 (4) 機関換装	保証料	基金協会が別途定める	保証料補給率	20トン以上 0.47パーセント 20トン未満 0.38パーセント	保証料補給期間	(1) 新船建造：20年以内 (2) 中古船取得：20年以内 (3) リース料：10年以内 (4) 機関換装：10年以内
資金の種類	高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金のうち漁船資金																				
保証料補給対象	(1) 10トン以上のかつお一本釣漁船の新船建造 (2) 10トン以上のかつお一本釣漁船の中古船取得 (3) 漁船等のリースを受ける場合で、リース料の全額一括前払いに必要な資金 (4) 機関換装																				
保証料	基金協会が別途定める																				
保証料補給率	20トン以上 0.49パーセント 20トン未満 0.40パーセント																				
保証料補給期間	(1) 新船建造：20年以内 (2) 中古船取得：20年以内 (3) リース料：10年以内 (4) 機関換装：10年以内																				
資金の種類	高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金のうち漁船資金																				
保証料補給対象	(1) 10トン以上のかつお一本釣漁船の新船建造 (2) 10トン以上のかつお一本釣漁船の中古船取得 (3) 漁船等のリースを受ける場合で、リース料の全額一括前払いに必要な資金 (4) 機関換装																				
保証料	基金協会が別途定める																				
保証料補給率	20トン以上 0.47パーセント 20トン未満 0.38パーセント																				
保証料補給期間	(1) 新船建造：20年以内 (2) 中古船取得：20年以内 (3) リース料：10年以内 (4) 機関換装：10年以内																				
第6条～第18条 (略)	第6条～第18条 (略)																				
(附則) (略)	(附則) (略)																				
(附則)																					
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。																					